

# 平塚なぎさハイツ会 会則

## 1.組織

- ・本会は平塚なぎさハイツ会と称する。
- ・本会は虹ヶ浜東部自治会に属する。

## 2.役員選出

- ・各棟2世帯(2名) 合計6世帯(6名)を順番に選出する。  
原則として会長1名・副会長1名・書記2名・会計2名・監査全員
- ・任期は1年間とする。  
ただし、以下の方は任意とする
- \*80歳以上でお住まいの方
- \*一人住まいで入院又は重篤な方
- \*二人住まいで障害をお持ちの方

## 3.集会所

- ・集会所は共益費からの運営とする。  
(外水道使用料は、集会所の運営費用に当てる。)
- ・利用は、別途集会所利用案内を参照する。

## 4.会計

- ・共益費 3,000円/月 以下 (内100円は集会所の運営費とする。)  
原則、各月前納とし額は各年度役員会で決定する。  
上限は3,000円/月とする。  
共用部分の施設及び設備の維持管理費。
- ・なぎさハイツ会会費 200円/月 共益費と併せる
- ・虹ヶ浜東部自治会費 200円×12ヶ月=2,400円を共益費から一括納入。
- ・寄付金(赤十字、赤い羽根、年末助合、賛助会費)は、  
今まで一律200円でしたが、今年度より一律100円とする。
- ・集金は25日までに集金袋を配布、当月末日までに各棟役まで納める。  
(棟役自宅の玄関ポストに投函。)
- ・入居・退居に伴う各費用の集金  
前納とし、月途中退去の場合返金しない。
- ・会員及び同居家族死去のとき、香料として平塚なぎさハイツ会  
会費より、3,000円とする。

## 5.清掃

- 毎月第2日曜(週は月により変更有)
- 毎朝8時  
(町ぐるみ清掃の月は町ぐるみ清掃後、一斉清掃を行う。)
- ・スケジュールは、状況に応じて変更可とする。
- ・一斉清掃(町ぐるみ清掃)に参加できない場合  
事前に参加できない旨を棟役に連絡し「責任分担金」を支払う。
- ・責任分担金 1,000円/回  
集まったお金は、なぎさハイツ会の運営費用に当てる。

## 6.ごみ当番

- ・各世帯1週間の持ち回りでごみ収集場の清掃・立会いを行う。  
立会いは資源・不燃物の日に原則7:30~8:30までの間の30分間  
(立会い・清掃は住人の義務であり、免除の場合は資格が必要)
- ・2号棟,3号棟(東側8部屋)が、2,3号棟間のゴミ収集場
- ・3号棟(西側9部屋),4号棟が、3,4号棟間のゴミ収集場

## 7.ゴミ収集場の水道の使用

- ・10時～16時の間に限り、洗車200円/台 その他100円/回で使用可とする。  
水栓のカギを管理者に借りに行くときに支払う。  
外水道専用カギ以外の使用が見受けられた場合、罰則金を徴収する。
- ・一般洗車場より利用料金を安く設定して多くの会員の方に利用していただき、不足している運営費等に当てる。  
又、今後の使用状況等により、使用の可否、使用料金は改定する。

## 8.駐輪場の利用

- ・なぎさハイツ会の発行するステッカーを貼ること。  
ステッカーのない物は、発見の次の資源ごみとして出す。
- ・決められたスペースに駐輪すること。
- ・車椅子の通路に絶対駐輪しない。  
駐輪されているのを見つけ次第移動とする。

## 9.総会

- ・総会は、毎年4月に定例総会を開催する。  
必要に応じ臨時総会を実施する。
- ・総会は、会員の2分の1以上の出席を必要とする。
- ・議決は、出席者の3分の2以上の賛否をもって決める。  
但し、委任状は出席と認める。

## 10.改定

- ・会則は改定の必要性を見極め、その都度話し合いによって決定する。

## 附則

この会則は、平成18年4月1日より施行する。

平成18年一部訂正  
平成19年一部訂正  
平成20年一部訂正  
平成21年一部訂正  
平成22年一部訂正  
平成24年一部訂正  
平成25年一部訂正  
平成26年一部訂正